

第 3 5 号議案

足立区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例  
足立区道路占用料等徴収条例（昭和 2 8 年足立区条例第 1 4 号）の一  
部を次のように改正する。

別表法第 3 2 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物の部金額の欄中

「	「		「
」	」	を	に、
」	」		」
」	」	を	に改め、同表法第 3 2 条第
」	」		」

6,570
10,200

6,750
10,300

  

3,740
6,040
8,320
510
68
33
5,180
3,450
10,700
20,400
9,440

4,480
7,240
9,980
600
60
36
5,900
3,610
12,000
18,000
11,300

1 項第 2 号に掲げる物件の部金額の欄中

「

130
220
330
510
680
1,040
1,400
2,410
3,450
6,910

を

「

140
250
360
540
720
1,080
1,440
2,530
3,610
7,230

に改め、同表法第 3 2 条第

」

」

1 項第 3 号に掲げる施設の部金額の欄中「 7 , 2 4 0 」を「 8 , 6 8 0 」に改め、同表法第 3 2 条第 1 項第 4 号に掲げる施設の部金額の欄中「 9 , 4 4 0 」を「 1 1 , 3 0 0 」に改め、同表法第 3 2 条第 1 項第 5 号に掲げる施設の部金額の欄中

「

10,400
6,250
8,220

を

「

9,020
5,410
8,040

に改め、同表法第 3 2 条第

」

」

1 項第 6 号に掲げる施設の部金額の欄中

「

200
20,400

を

「

180
18,000

に改め、同表令第 7 条第 1

」

」

号に掲げる物件の部金額の欄中

「		「		
	20,400		18,000	
	8,640		9,640	
	200	を	180	に改め、同部の次に次のよ
	20,400		18,000	
	204,000		180,400	
	102,000		90,200	
」		」		

うに加える。

令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき 1年	12,000
令第7条第3号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき 1年	Aに0.024を乗じて得た額

別表令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料置場の部占用物件の欄中「第7条第2号」を「第7条第4号」に、「同条第3号」を「同条第5号」に改め、同部金額の欄中

「		「		
	12,900		15,400	
	4,170	を	5,000	に改め、同表令第4号に掲げる
	20,400		18,000	
」		」		

仮設建築物及び同条第5号に掲げる仮設収容施設の部占用物件の欄中「第7条第4号」を「第7条第6号」に、「同条第5号」を「同条第7号」に改め、同部金額の欄中「9,440」を「11,300」に改め、同表令第7条第6号及び第11号に掲げる施設の部占用物件の欄中「第7条第6号及び第11号」を「第7条第8号及び第13号」に改め、同

表令第7条第7号に掲げる施設並びに同条第8号に掲げる施設及び自動車駐車場の部占用物件の欄中「第7条第7号」を「第7条第9号」に、「同条第8号」を「同条第10号」に改め、同表令第7条第9号に掲げる応急仮設建築物の部占用物件の欄中「第7条第9号」を「第7条第11号」に改め、同表令第7条第10号に掲げる器具の部占用物件の欄中「第7条第10号」を「第7条第12号」に改める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

( 提案理由 )

道路占用料を改める必要があるので、この条例案を提出いたします。